

告示

埼玉県告示第二百五十四号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一
―ブチル―一H―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名ADB―BUT
INACA）及びその塩類
- ロ ー―「一―（三―フルオロフェニル）シクロヘキシル」ピペリジン（通称名
三F―PCP・三―Fluoro―PCP）及びその塩類
- ハ 三―（二―「エチル（プロピル）アミノ」エチル）―一H―インドール―四
―イル〓アセテート（通称名四―AcO―EPT）及びその塩類
- ニ エチル〓（R）―二―（四―フルオロフェニル）―二―「（R）―ピペリジ
ン―二―イル」アセテート・エチル〓（S）―二―（四―フルオロフェニル）
―二―「（S）―ピペリジン―二―イル」アセテート（通称名three―四
―Fluoroethylphenidate）及びそれらの塩類
- ホ エチル〓（R）―二―（四―フルオロフェニル）―二―「（S）―ピペリジ
ン―二―イル」アセテート・エチル〓（S）―二―（四―フルオロフェニル）
―二―「（R）―ピペリジン―二―イル」アセテート（通称名erythro
―四―Fluoroethylphenidate）及びそれらの塩類

二 効力発生の日

令和三年三月十六日